

平成26年(ワ)第259号 損害賠償等請求事件

原告 對馬 靖人

被告 藍澤證券株式会社 外1名

## 準備書面(1)

2014年7月28日

静岡地方裁判所 沼津支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 角 替 清 美

第1 原告は、第1回期日における結審を希望する

被告らはいずれも、答弁書において、原告の請求原因に対する認否をほとんど(被告藍澤證券に関しては全く)行わず、原告の求釈明にも答えることなく、逆に、「請求原因が不特定である」などと主張して原告に対して求釈明を行ってきている。

このような被告らの行為は、不誠実かつ怠惰なものとしか言いようがない(そもそも請求原因が不特定のままで裁判所が訴状を受け付けることはない)。請求原因は十分特定されており、裁判所が訴状として受理したものに対して、少しも答弁する努力をせず、「請求原因が不特定」などと主張するのは、自らが裁判官にでもなったつもりであろうか。このような被告らの行為は、当事者として真摯に裁判に挑まなければならないという自覚と責任に欠けた傲慢極まりないものである。

原告は、このような被告ら答弁書の「求釈明」に答えるつもりはないから、被告らが請求原因に対する認否を行わないのであれば、次回、第1回期日で結審するよう、あらかじめ求める。

第2 被告藍澤證券について

被告藍澤證券の答弁書は、論外である。被告藍澤證券は、本件に先行する調停においても、答弁書を提出しているのであり（甲17）、本訴訟において答弁ができないはずがない。被告藍澤證券の答弁書は、同社が自らの行為に対して理由づけができないことを明らかにしているといえる。

### 第3 被告ファンドクリエーションについて

1 被告ファンドクリエーションは、原告の請求の根拠について求釈明を行っているようであるが(被告ファンドクリエーション答弁書第2の1)、その点は、既に訴状に主張している通りである。被告ファンドクリエーションの主張は求釈明の形式をとりながら、実は単なる反論である。

なお、被告ファンドクリエーションの当該主張によれば、管理会社に損害賠償請求ができるのは、受益証券の名義人たる被告藍澤證券であることになる。しかし、当の被告藍澤證券は、同社が管理会社に損害賠償できるという点について、否認している(甲17の2頁)。

しかも、被告藍澤證券は、「投資家は、直接的に管理会社に対し債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求をすることが可能である」(甲17の2～3頁)と主張している。

既に訴状において詳述したとおり、被告藍澤證券は、レジットについて、代行協会員・独占販売会社として2重の報酬を受け取っている者である。また、被告藍澤證券と被告ファンドクリエーションは、本件に関して、2回にわたって共同で原告への説明を行うなど、事実上も法律上も一体として行動しているものである。にもかかわらず、両社が全く矛盾した回答をしているのはいかなることなのか。

仮に、被告ファンドクリエーションの主張が正しければ、被告藍澤證券は、レジットを独占販売しながら、顧客に対して適切な説明・対

応をしなかったばかりか、調停においても虚偽の主張・説明をしていることになり、余りに悪質である。原告は、被告らに、当該主張の齟齬が生じている原因について説明し、統一的な主張をするよう求める。

2 その他の被告ファンドクリエーションの主張についても、求釈明の形をとりながら、実際は原告の主張に対する反論である。そうであれば、正式に請求の原因に対する答弁として主張されたい。被告ファンドクリエーションの主張は、本件における事実と切り離して議論できるような問題ではない。

原告の主張は、既に訴状に述べている通りである。この点について、被告ファンドクリエーションの請求原因に対する答弁があれば原告としても主張・反論等するつもりであるが、現時点でこれ以上の主張をする必要性も相当性もないのは上記に述べたとおりである。

なお、被告ファンドクリエーションの取締役である訴外宮本裕司は、レジット管理会社の代表者として原告に対する説明会に参加していた(甲21)。特に、平成24年8月21日に行われた第2回説明会は、原告が被告藍澤証券に事前に質問書を送った上で開催され、管理会社に関する質問については、訴外宮本が管理会社の代表として回答した。訴外宮本は、その説明会において、6時間もの間原告の質問について原告と議論した。更に同人は、レジットの目論見書を作成した際の困難などについても原告に話をしていた。被告ファンドクリエーションがレジットの実質的管理会社でないとすれば、訴外宮本とのかかるやり取りは一体何だったのだろうか。

第4 なお、訴状第7の1等に述べたとおり、原告は被告らの釈明を待って本件第2事件による損害額を確定して請求を拡張する予定であった。(すなわち本件は一部請求である。)したがって、被告らが本件訴訟において答弁せず、第1回期日で結審となった場合には、この点について改

めて訴訟を提起する予定である。

以上であるから、原告は、第 1 記載のとおり、第 1 回期日での終結を求  
める。

以上